

セイヨウオオマルハナバチ等の防除に関する件

(平成十八年環境省告示第三十一号)

- 1 防除の対象 ボンブス・テルレストリス（セイヨウオオマルハナバチ）、ヴェスパ・ヴェルティナ（ツマアカスズメバチ）、エウグランディナ・ロセア（ヤマヒタチオビ）及びプラテュデムス・マノクワリ（ニューギニアヤリガタリクウズムシ）（以下「セイヨウオオマルハナバチ等」という。）
- 2 防除を行う区域 全国
- 3 防除を行う期間 平成十八年二月一日から平成三十三年三月三十一日まで
- 4 防除の目標

生態系に係る被害の防止を図るため、次に掲げる地域ごとに、セイヨウオオマルハナバチ等が既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、セイヨウオオマルハナバチ等が今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

 - 一 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - 二 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - 三 その他の地域（前二号に掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域）
- 5 防除の内容
 - 一 防除の方法
 - イ 調査
 - (1) セイヨウオオマルハナバチ等の全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。
 - (2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。
 - ロ 捕獲等

地域の状況に応じ、効果的な手法で捕獲又は殺処分を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。

 - (1) 事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。
 - (2) 薬剤散布等により、特定外来生物以外の生物に影響が及ばないように配慮するものとする。
 - ハ 防除により捕獲した個体の処分
 - (1) その場で殺処分せずに捕獲した個体については、防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。
 - (2) 捕獲個体については、学術研究、展示又は教育の目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。
 - (3) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示若しくは教育の目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。
 - ニ 飼養等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。
 - ホ モニタリング

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。
 - 二 在来生物の捕獲等を避けるための措置

薬剤散布等する場合は、一定期間ごとに散布した場所を巡視し、特定外来生物以外の生物に影響が及ばないように確認するものとする。

三 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体の行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。

二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。

三 認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載していること。

四 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。

7 その他

一 防除手法等の技術の開発

環境大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。